

令和6年青梅市議会定例会12月定例議会議員提出議案（2）

目 次

- 1 議員提出議案第2号 ぬのや和代議員に対する問責決議

ぬのや和代議員に対する問責決議

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

提出者	青梅市議会議員	片	谷	洋	夫
賛成者	青梅市議会議員	寺	島	和	成
	同	阿	部	悦	博
	同	迫	田	晃	樹
	同	山	田	敏	夫
	同	鴻	井	伸	二
	同	野	島	資	雄

（理由）

ぬのや和代議員の事実を確認しない不適切な発言、SNS への事実と異なる投稿や公務等に対する遅参等の行動に対し責任を問うため。

ぬのや和代議員に対する問責決議

ぬのや和代議員は、令和6年青梅市議会定例会12月定例議会の一般質問、「東青梅1丁目地内諸事業用地における全体事業スケジュール（案）の検証を」の質問の中で、「平成19年の市長選挙で大勢待市長がM氏陣営で立憲民主党の衆議院議員とともに活動されていまして。」と発言された。その後の答弁において、市長から「ぬのや議員の質問の中で私に関する発言がありましたが、全く事実無根でありますので撤回をお願いしたい。M氏の応援に入ったことは一切ありません。」旨の発言に対し、ぬのや議員からは「撤回できない。」旨の発言があった。

しかしながら、一般質問終了後に市長から詳細な経緯を聞き、自身の発言が誤りであったことに気付き、議長に対し自ら発言の取消しの申出を行った。

このことにより発言の取消しの経緯を報告するため、議会運営委員会を急きょ開会することになり、その後、議場において発言の取消しが許可されたものの、ぬのや議員の十分に事実確認せずに行った質問により、本会議再開が40分余り遅れ、議会運営に支障を来すこととなった。

ぬのや議員の発言等に関しては、過去にも十分な事実確認を怠り、議会内で問題となっている。

令和6年9月18日の予算決算委員会での質疑について、自身のSNSに、「委員長から発言取消しお願いしますと言われ、やむなく取り消しました。」等の内容を投稿した。この投稿により9月20日の予算決算委員会は質疑が10分余り中断し、この内容を調査するために、同日に予算決算委員会理事会を急きょ開会することになり、その発言内容を調査した結果、委員長がぬのや議員の質疑を規制し、取り消させた事実はなく、自ら取消しを申し出たことが、明らかになった。その後、議長からの訂正の申入れを受けてSNSの投稿内容を訂正している。

また、令和6年9月9日のブログにおいても、事実と異なる投稿を指摘され、自ら訂正している。

さらには、議案審査を行う令和6年9月10日の福祉文教委員会への遅参、過去には予算決算委員会の議案審査においても2回遅参し委員長から注意を受けるなど、円滑な委員会運営に支障を来している。

その他、令和6年11月20日に開催した青梅市議会災害対応訓練を失念し、事務局からの連絡後に来庁するも、実際の訓練に参加できず議長から注意を受けている。災害対応訓練については、前年の令和5年度にも連絡なく欠席しているが、この災害対応訓練は、平成29年に決定された青梅市議会災害対応方針において、議員の役割として、災害発生時に適切な行動がとれるよう、訓練に努めるものとされていることから、コロナ禍を除き毎年実施している訓練である。

これら一連のぬのや議員の行動は、青梅市議会会議規則第144条の「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」との規定に反するだけでなく、市民の市議会および議員に対する信頼を損なわせるものである。

議員は、多くの市民の負託に応え、その職責を果たす立場にあることを自覚しなければならない。

よって、ここにぬのや和代議員の事実を確認しない不適切な発言、SNSへの事実と異なる投稿や公務等に対する遅参等の行動に対し、猛省を促すとともに、議員としての責務を認識し、その責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和6年12月20日

東京都青梅市議会

